

保証約款

対象製品品番： MPR01S5535MR（蓄電池一体型システム）
MPR01S4023MR（蓄電池一体型システム）
MPR01H2035MR（蓄電池ユニット）
MPR0003（室内用リモコン）

本保証約款（以下、本約款）は、上記の「対象製品品番」に該当する製品（以下、対象製品）及び対象製品に関連して当社が提供するサービス（以下、サービス）に関して下記で定める保証事項が発生した場合、株式会社村田製作所（以下、当社）が、無償で故障品の修理を保証するものです。お客様が対象製品及びサービスの申し込みをすることによって、本約款に同意をしたものとします。本約款は、日本国内での製品の販売、使用のみ有効とします。

1. 保証対象

本約款で定める保証は、対象製品及びサービスが対象となります。

2. 保証条件・期間

- 1) 本約款は、当社指定の販売店または施工業者が、当社の取扱説明書、施工説明書に従い対象製品を設置していること、及び本約款の内容を遵守していることを条件に適用されます。
- 2) 当社は、適切にファームウェア(以下、FW)が更新されている場合に限り、起算日より 15 年経過するまでの間（以下、保証期間）に、本保証約款に記載された条件で保証をいたします。
- 3) 当該保証の起算日は系統連系（系統連系とは、発電設備など商用電力系統に接続することをいいます）開始日もしくは、当社出荷日より 1 年後のいずれか早い期日となります。
- 4) 前 3 項に関わらず、対象製品の保証の申し込み期限は系統連系開始日から 1 年後、もしくは当社出荷日より 2 年後のいずれか早い期日となり、当該期日を過ぎた場合、対象製品の保証の申し込みができなくなります。
- 5) 保証に入れないもしくは、保証期間内にお客様が対象製品及びサービスの使用を中止、解約される場合であっても、返金等には一切応じかねます。

3. 保証内容

保証期間中に、当社の責により対象製品の故障及び不具合が発生、または蓄電池容量が定格の 60%未滿になる場合、無償にて修理対応します。対応内容については当社で判断いたします。

4. 保証の対象外

保証期間内でも次の事項に該当する場合は、いずれも本保証の対象外となります。

- 1) 当社の取扱説明書、施工説明書に記載されている以外の条件・環境・取り扱いをされている場合
- 2) 販売元または施工業者等による設置工事が当社の取扱説明書、施工説明書に従わなかった場合
- 3) 当社が指定する施工 ID 所有者以外による設置、施工、改造、修理された場合
- 4) 当社の事前の承諾なく、移設、カバーが取り外され、改造又は分解がなされた場合
- 5) お客様または第三者の故意、過失に起因する場合
- 6) インターネットに接続していない対象製品につき、当社からファームウェアの更新を依頼したにもかかわらず、依頼日より 30 日以内に更新していない場合
- 7) 盗難の場合
- 8) 車両、船舶等で使用される場合
- 9) 対象製品が本来の使用法以外で使用されている場合
- 10) 当社の推奨機器以外の機器との組み合わせに起因する場合
- 11) 電気通信事業法で定められた使用環境以外で使用したことによる故障及び損傷の場合
- 12) 機器の設置される環境（建物、基礎、地盤等）の耐力不足、変形、変位などによる故障及び損傷の場合
- 13) 火災、爆発、暴動、投石、衝突、物の落下、振動、衝撃、浸水等外来の事故に起因する場合
- 14) 自然災害（地震、台風、落雷、津波、高潮、風水害、雪害等）に起因する場合
- 15) 動物、昆虫、植物等に起因した故障、損傷、機能が損なわれた場合
- 16) 煙害、公害、油煙、温泉地等における大気中の腐食性物質に起因する場合
- 17) 重塩害地域（海岸線から 500m 以内）の屋外及び飛散した海水が直接かかる地域に設置した場合
- 18) 対象製品及びサービス以外に起因する故障及び損傷の場合
- 19) 保証期間終了後に申し出があった場合、または保証事由の発生後速やかに申し出がなかった場合
- 20) 保証申請時の所定事項（住所、氏名等）に虚偽がある場合
- 21) 不具合、損傷等を原因として損害保険金、損害賠償金を受取るまたは受取られた場合
- 22) 転売等により所有者変更の手続きを行っていない場合
- 23) 移設に起因する故障及び損傷の場合
- 24) 引渡し時に実用化されていた技術では予想不可能な現象に起因する故障及び損傷の場合
- 25) 本書に保証開始日、保証書発行申込み者名、販売元名、直接の購入元名の記載及び当社の押印のない場合、または字句を書き換えられた場合
- 26) 北海道道東・道北の極寒地域で屋外に設置された場合。※対象地域については、別紙をご確認ください。

5. お客様の費用負担

保証期間内でも次の事項に該当する費用はお客様負担となります。

- 1) 不具合発生等のお申し出を受けて調査をした結果、保証事由がなかった場合の調査・点検・取外し・取付け等の各種作業（製品の交換を伴う場合は、製品代金もお客様負担となります）
- 2) システム停止時の発電量損失（製品解析、交換時を含みます。）

- 3) 対象製品のファームウェア更新のために要した交通費、出張費その他費用
- 4) 離島（陸送できない地域、例、沖縄県）に設置している場合、設置場所までの交通費、出張費その他費用

6. 本約款の改訂

- 1) 本約款は事前の連絡・合意なく、変更することがあります。
- 2) 本約款を変更する場合には、当社ホームページへの掲載、その他当社が適切と考える方法により、変更内容及び変更時期を事前にお客様に周知することといたします。また、変更後も、お客様が対象製品を継続的に使用された場合は、お客様は変更内容に同意されたものとみなします。ただし、法令に別段の定めがある場合を除きます。

7. 準拠法及び紛争解決

- 1) 本約款は、日本国法に準拠するものとします。
- 2) 本約款に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。
- 3) 本約款は、消費者契約法を含む消費者保護法規によるお客様の権利を不利益に変更するものではありません。
- 4) 本約款の一部条項が法令によって無効となった場合でも、当該条項は法令で有効と認められる範囲で依然として有効に存続するものとします。
- 5) 本約款に定めなき事項又は本約款の解釈に疑義を生じた場合は、お客様及び当社は誠意をもって協議し、解決するものとします。

2019年6月3日制定

2020年6月18日改訂

2021年6月1日改訂

別紙

屋外への設置ができない地域は、以下となります。

北海道道東・道北の極寒地域

旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、深川市、富良野市、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、伊達市（旧大滝村に限る）、むかわ町（旧穂別町に限る）、日高町（旧日高町に限る）、平取町、新ひだか町（旧静内町に限る）、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

※2020年6月1日現在の市町村名にて表記